報告第４１号

専決処分の報告について

施設管理上の事故による損害賠償額について、市長専決処分指定の件第４の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月２６日

提出者　長野市長　　荻　　原　　健　　司

専決第２５号

専　決　処　分　書

施設管理上の事故による損害賠償額について、市長専決処分指定の件第４の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年１０月１３日

長野市長　　荻　　原　　健　　司

施設管理上の事故による損害賠償額について

１　損害賠償額　　金５３２，８９５円

２　相　手　方